資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月三十一日

沖縄県うるま市字具志川二〇八二番地

農業生産法人有限会社うるま

代表取締役　知念美千代

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年八月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月三十一日

富山県高岡市葦附五八五八番地

丸喜産業ホールディングス株式会社

代表取締役　中村　彰利

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一四〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月三十一日

名古屋市中区松原一丁目六番二号

株式会社後藤本社

代表取締役　後藤　善午

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナイスメイトコーポレイションと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年七月三十一日

名古屋市東区葵一丁目四番三四号双葉ビル一階

ペトラジャパン株式会社

代表取締役　冨岡富美子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小松博志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年七月三十一日

東京都品川区東品川四丁目一三番一四号

ＬＧ　Ｄｉｓｐｌａｙ株式会社

日本における代表者　小松　博志

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町四一番地四、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町九番二〇号

被相続人　亡　井上　信

右被相続人は平成二十九年五月一日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

神奈川県横浜市中区本町四―四三Ａ―ＰＬＡＣＥ馬車道三階　藤田・戸田法律事務所

相続財産管理人弁護士　藤田　章弘

限定承認公告

本籍愛知県海部郡蟹江町大字須成字川西上三八五番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町大字須成字川西上三八五番地二

被相続人　亡　石塚　静哉

右被相続人は平成二十九年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月三十一日

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川西二二番地一

相続財産管理人　篠辺菜々子

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する高峯産業株式会社（住所名古屋市昭和区高峯町一四三番地の八）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、この会社分割の効力発生を停止条件として、当社の資本金の額を五百九十万二千八百円減少して六百九万七千二百円とすることにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二日

掲載頁　八十七頁（号外第一一七号）

平成二十九年七月三十一日

名古屋市瑞穂区白羽根町二丁目六三番地

白羽根産業株式会社

代表取締役　安井　弘義

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年五月二十五日開催の通常総会において出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議いたしました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の事務所に備えおいてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年七月三十一日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目九番地

株式会社むらせフード・サービスセンター

神南学校給食事業協同組合

内　代表理事　弓削　元

投資主総会開催につき通知公告

平成二十九年十月二十六日に投資主総会を開催いたします。

平成二十九年七月三十一日

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

ＮＴＴ都市開発・プライベート投資法人

川崎天然ガス発電所３・４号機増設計画事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

川崎天然ガス発電株式会社

代表取締役社長　上田　秀樹

神奈川県川崎市川崎区扇町一二番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名　称　川崎天然ガス発電所３・４号機増設計画

原動力の種類　ガスタービン及び汽力

出力規模　約六十五万キロワット×二基

燃　料　天然ガス

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

対象事業の事業性の観点から、対象事業の事業化検討を中止することとなったため、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十九年七月三十一日

神奈川県川崎市川崎区扇町一二番一号

川崎天然ガス発電株式会社

代表取締役社長　上田　秀樹

訂正公告

平成二十九年六月三十日（号外第一四一号）掲載の平成二十八年度決算公告（枠組）中、流動資産「45,184,604」とあるは「4,184,604」、固定資産「344,465,960」とあるは「385,465,960」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十九年七月三十一日

群馬県伊勢崎市寿町二〇番地

公益財団法人牛久保・天田育英財団

代表理事　牛久保行男

訂正公告

平成二十九年六月二十八日（号外第一三八号）掲載の決算公告（枠組）中、「北九州市八幡西区黒崎西門11番32号」とあるは「北九州市八幡西区黒崎西門９番43号」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月三十一日

北九州市八幡西区築地町九番四三号

信和精機株式会社

代表取締役　江﨑　昭彦

取消公告

平成二十九年六月二十九日（号外第一三九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

平成二十九年七月三十一日

東京都文京区千駄木三丁目五〇番一三号

（甲）新光ホールディングス株式会社

代表取締役　荒川　洋

東京都文京区千駄木三丁目五〇番一三号

（乙）ＡＫプランニング株式会社

代表取締役　荒川　清志

東京都文京区千駄木三丁目五〇番一三号

（丙）新生ホールディングス株式会社

代表取締役　荒川　洋

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十八日付特第一三号
同日付政府調達第一四三号

八ページ●同月三十一日付第一六六号二五六ページ●
三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）